

第45回京都府医療対策協議会 会議報告書

- 1 日 時 令和7年8月27日(水) 15時00分～16時30分
- 2 場 所 京都府医師会館 601-602 会議室
- 3 出席者 京都府医療対策協議会構成員 15名（代理出席含む）
- 4 概 要 以下のとおり

(○：委員、●：京都府)

【 1 報告事項 】

(1) 専門医制度に係る日本専門医機構及び厚生労働省への要望について

- 要望に対する厚生労働省の反応は、否定的であったという認識で良いか。
- 医師の足下充足率が足りない都道府県からの反対意見があると推測されるため、既存制度の中で上手く対応して欲しいという見解だったと認識している。
- 医師数の削減を避けるために要望に行ったが、医師少数県の事情を考えると京都府の要望ばかりに答えられないということが厚生労働省の主な反応であり、ゼロ回答という結果。
- 激変緩和措置を要望したが、厚生労働省としては、特別地域連携プログラム等が激変緩和に対する措置という回答であった。病院の権限で配置できるわけではなく、専攻医の希望があって初めて活用できるプログラムであり、専攻医を遠方に向かわせ、転居費用等の経済的負担を強いることになるため、メリットがなければ、特別地域連携プログラムの活用は困難であると考えている。
- 連携プログラムにおいて、府内の医師少数区域も対象にするという要望項目については回答があったか。
- 要望項目それぞれに対する回答はなく、全体として既存制度を活用いただきたいという回答であった。

【 2 協議事項 】

（１）令和８年度専門研修プログラムについて

- 京都府内に医師不足が多い現状を国に認めてもらうためには、数字等のデータを根拠として示さなければ認めてもらえないのではないかと。
- ５月の要望にあたり、２次医療圏ごとの１０万人当たりの医師数、診療科ごとの年齢構成のデータを示したが、厚生労働省からは京都府の医師少数区域と同等以上に厳しい地域もあるという回答であり、全国的に比較していかなければならないと考えている。
- シーリングが適用されていない都道府県に医師を派遣するといっても、派遣先の都市部に派遣していることがほとんどである。その点を国は理解しているのか。
- 厚生労働省においても、医師少数県の県庁所在地といった都市部への派遣が多いといった議論は出ているが、医師を育成するという観点から、派遣先でも一定の症例の経験は必要であり、都市部への派遣はやむを得ないのではないかとという意見もある。
- 京都府は、両大学及び関連病院の教育システムが充実しており、それだけ指導医が多いため、全国に多く派遣することが最も重要な点であり、地域によっては高齢化による医療需要が高まり、医師不足が生じる中で非常に大きな役割を担っていると考え。しかし派遣先においても受入環境の魅力を発信していかなければ、国が義務付ける現状の制度では円滑に成立しないという議論はなされていないのか。
- 医師の配置に関して、医師不足という理由のみを重視すると、教育面がおろそかになる。京都府は府内で医師を教育し全国に派遣しているという側面があるため、派遣制度の在り方については引き続き国へ要望していきたい。
- 医師不足地域のために様々な制度で介入するというのは、専門研修という意味からは本末転倒である。指導医と専攻医をセットで連携先に派遣することが理想的な在り方として国で検討されているが、現場でどのように運用できるかが重要となってくる。
- 特別地域連携プログラムについては、ある程度の遠方を視野に入れ、信頼できる病院としっかりと連携を組んでいくことが必要。しかし、遠方の全く縁のない場所に派遣するというのは難しいため、国へ文化的や地理的に少しでも馴染みのある、近畿圏から行きやすい場所も認めて欲しいと意見している。
- シーリングの算定根拠の１つである専攻医採用数が多いというのは、それだけ良い研修を行っているということ。良い研修をすると、その先で採用数を減らされるということはおかしい。今後どのように改善されるかという点が課題と考える。

- 特別地域連携プログラムで求められている派遣先は多くが東北地方であり、非常に遠距離となっているため、要件を緩和いただきたい。
- シーリングによる減少分が近畿圏等の安易なところへ流れてしまうということが問題であるため、府立医大や京都大学で臨床研修を受けられた医師の勤務先のデータを蓄積していただきたい。
- 国レベルでの意見が多くあったが、京都府内の研修と地域医療の質を上げていくという観点から、今回の国に対する意見内容は非常にありがたい。
- 臨床研修で広域連携型プログラムが開始された中、特別地域連携プログラムではどのような連携先が候補となっているかご教示いただきたい。
- 府立医大の臨床研修の広域連携型プログラムの連携先は三重県立志摩病院と岐阜大学医学部附属病院への各1名。
- 特別地域連携プログラムについては、内科のみ連携対象の都道府県の全病院をリストアップし、連携できる病院を探している。現時点では、静岡県と茨城県北部の病院に依頼している。プログラムを工夫すれば、シーリングで府立医大の通常プログラム等に入れない医師の中で、特別地域連携プログラムで1年なら連携先に行っても良いという医師がいるのではないかと考えている。
- どのように要望するかとなると、やはり京都府は指導力で他府県に大きく貢献しているという点を適切に評価いただきたい。医師数という観点ばかりでは、教育の観点がおろそかになるというところがポイントと考える。
- 特別地域連携プログラムは、京都府の病院から医師少数区域の受入先へ働きかけて理解を得るという歪な構図となっている。同プログラムを積極的に活用するために、受入先の都道府県において、医師の研修環境を整えるための支援や引越費用、住環境の費用を負担する金銭的支援などの努力をするよう促すという要望をしても良いのではないか。
- 指導医派遣実績によるシーリングの激変緩和の要望に関しては、京都府と同様に厳しい状況にある都道府県と共同して、同趣旨の要望をしていただくことを考えてはどうか。

【 3 協議事項 】

（２）令和８年度以降の専門研修における奨学金貸与医師の取扱いについて

- 地域枠や自治医科大学は６年間貸与を受け、義務年限が１．５倍の９年となるが、地域医療枠は最少で６年生時のみ貸与を受け、義務年限が１．５年という可能性がある。さらに、一般枠は義務年限が貸与期間の１倍であり、最少で１年間の義務年限となる。それぞれの制度によって義務の重さが違うが、その点の制度設計はどうなっているか。
- 日本専門医機構の取扱いでは、将来的に医師少数区域で従事義務のある医師が対象外になるということで、義務年限の長さについては規定がない。その点も含め、日本専門医機構から都道府県の判断という回答を得ている。
- 義務年限をしっかりと果たしていただくという前提に立てば、２年以上貸与を受けた医師に限定するのはどうか。
- １年間は基幹病院で研修を行わなければならないというプログラムの場合、北部に基幹病院がなければ専門医が取れないのではないか。
- 奨学金制度は猶予期間も設けられており、専門医資格の取得後に義務を果たすことも可能。
- 事務局修正案に特に反対意見がないため、承認をいただいたということで、京都府に本制度を進めていただく。

【 4 その他意見 】

- 京都府内の医師を減らさないという前提とともに、医師偏在対策のために、地域枠を増やすことはできないか。京都府内に定着する医師として有効なのは、地域枠の医師だというデータもある。また、都道府県間の偏在、診療科の偏在及び医療圏の偏在解消に効果があるのも地域枠だという国のデータもある。
- 都道府県として医師の偏在対策をするにあたり、地域枠は非常に重要な要素と考えている。京都府の地域枠は他府県と比較し非常に少数となっているが、今後制度を研究した上で、必要な対応をしていきたい。
- 医師のキャリアパスが非常に重要と考えているため、病院としてもしっかりと受入体制を整え、府内で医師を育て、定着する環境作りをしていきたいと考えている。引き続きご指導いただきたい。
- 今年度、臨時枠が1名減らされ、地域枠を6名とするか、7名を維持するかを学内で議論した結果、7名を維持するという結論となった。義務年限が9年の地域枠医師が年7名のため、約60人が医師少数区域で勤務しているが、この人数が適正かを判断するためのデータを出していただきたい。
- 地域枠学生からは2年前から、キャリア形成プログラムの同意書を書いてもらっており、制度としてしっかり整理できていると考えている。
- 地域域枠学生の地域に対するモチベーションが向上するよう、啓発等の御協力をお願いする。
- 地域枠については、南部地域にも目を向けていただきたい。

第45回京都府医療対策協議会
出席者名簿

令和7年8月27日(水)
京都府医師会館
601・602会議室

			(敬称略)
団体等名称	役職名	氏名	備考
京都府医師会	会 長	松井 道宣	
京都府医師会	副 会 長	上田 朋宏	
京都府病院協会	会 長	水野 敏樹	
京都私立病院協会 (京都府医療勤務環境改善支援センター)	副 会 長	小森 直之	代理出席
京都大学医学部附属病院	病 院 長	高折 晃史	
京都大学医学研究科医学教育・国際化推進センター	副センター長	片岡 仁美	
京都府立医科大学	附属病院長	佐和 貞治	
京都府立医科大学附属北部医療センター	副病院長	堅田 和弘	代理出席
国立病院機構近畿グループ (京都医療センター)	院 長	川端 浩	
京都第一赤十字病院	院 長	大辻 英吾	
京都第二赤十字病院	院 長	魚嶋 伸彦	
京都市立病院	院 長	清水 恒広	
(丹後医療圏) 京丹後市立久美浜病院	院 長	赤木 重典	欠席
(中丹医療圏) 舞鶴医療センター	院 長	法里 高	欠席
(南丹医療圏) 京都中部総合医療センター	院 長	辰巳 哲也	
(山城北医療圏) 京都田辺中央病院	理 事 長	石丸 庸介	欠席
(山城南医療圏) 京都山城総合医療センター	院 長	山口 明浩	
京都府市長会 (宮津市)	市 長	城崎 雅文	欠席
京都府町村会 (与謝野町)	町 長	山添 藤真	欠席
京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会	センター長	木谷 絵美	
京都府健康福祉部	健康福祉部長	井原 正裕	
	保健医療対策監	奥田 司	
	副部長	安原 孝啓	
	医療課長	古川 浩気	
	医療課医療人材確保係 課長補佐兼係長	土井 諒真	